

## 研究資料

京都国立  
博物館蔵 「石山寺絵詞」

梅津次郎

ここに公刊する「石山寺絵詞」一巻は、昨年京都国立博物館が東京の某書店から購入したものである。卷子装、堅三一・六糎、本紙三十一枚継、全長一三三八・三糎。軸木を失っているが、おそらく原装のまま、標紙は一枚の紫紙、見返には金銀のちぎり箔が大まかに散らしてある。本紙は第二六紙までは厚手の鳥の子風、第二七紙から紙質が変わり厚手の美濃紙様となる。通巻裏打はない。「たけ一尺一寸・よこ八寸六分・石山座主カウ守筆・中園相国公賢公息云」と四行の墨書のある包紙が附属しているが、寸法がちがうので何か別のものがまぎれてついているものと思われる。ただし、通巻一筆に成るその筆蹟は、石山寺所蔵の重要文化財本の「石山寺縁起」絵巻の巻一・二・三の伝臯守筆のそれに酷似している。書写の体様が巻首は慎重でおいおいと気軽に筆を馳せるような趣に変っているのも似ている。外題・内題共にないが、本文は重文の絵巻七巻と同一の内容で、三十三段より成り、各段の後に「絵」と註してある。巻次の記入はない。これを仮りに「石山寺絵詞」と題したのは、石山寺の絵巻の題簽(もともとこれは近世のものであるが)に「石山寺絵」とあるのに賛意を表し、且つ絵巻の詞書を「絵詞」と呼ぶ古来の伝統を尊重してのことである。

周知のように、石山寺の重要文化財本の絵巻七巻は、第一巻の巻頭の序文によって、正中の頃三十三段の絵巻の製作が企画されたことが知られるが、現在のこの七巻は、巻によって筆者伝称乃至製作年代を異にしている。その詳細に

ついでには、往年「石山寺絵考」美術史 第六号 昭和二十七年七月において卑見を公けにしたことがあるので、就いて参照されたいが、その概略をいえば、巻一・二・三は詞伝臯守・絵伝高階隆兼筆、巻四は詞三条西実隆・絵土佐光信筆、巻五は詞伝二条為重・絵伝栗田口隆光筆、巻六・七は詞飛鳥井雅章・絵谷文晁筆となっていて、このうち原初の製作として、ほぼ誤りのないのは巻一・二・三の三巻であって、巻五は多少の疑念はあるが、ほぼ同時代の作であり、巻四・六・七は筆者の認定についてほぼ確実であるから、これはいわば明らかに後世の補作である。このような遺存状態は全く異常であって、疑えば、果して当初全三十三段の絵巻が完成されたかどうか不明ではない。ただ、現在の絵巻物は七巻での検討からしても、ほぼ正中頃の成立と認められる。私は、かつて、そのような想定の上で、この絵巻の成立事情を考証したのであった。前記 拙稿

この新出現の絵詞のオーナーリテイは、右のような絵巻の現状に鑑みて、通巻一筆のこの筆蹟が絵巻の巻一・二・三のそれに酷似するものであることによりて確立する。更に管見によれば、両者は同筆であり、石山寺座主臯守筆との判断に到達する。前記 拙稿 稿参照

この絵詞本を底本として絵巻と対校を試みた結果は、別掲の如くである。すなわち、両本は驚くべき近似を示めし、その異同は全く僅少であるが、左に絵巻の詞書筆跡別にその異同について所見をしるして置く。

巻一・二・三。古体の仮名を現行活字体に改めると、両本の相違はいよいよ目立たなくなってしまうが、仮名の間にはかなり自由な変化がある。ところが、漢字と仮名との転化関係は極めて僅少であるばかりではなく、対応する漢字は結体・筆癖が遂字的に酷似していて、両本の同筆を疑えないものになっている。詞章的に注目すべき点をあげると、巻三第一段の

……御共には中宮部夫道長直衣を着す……兩人は束帯を着せり……是も各直(す)  
(ツ)

衣を着す左兵衛督実資は束帯を着せり……は狩衣を着す……

両者の間には、明らかにレトリックの推敲が存し、単純な伝寫関係でないものがあることが窺われる。但し、この部分だけでは両本成立の前後関係の判断は困難であろう。

巻五。絵巻この巻の詞書は、ちよつと見ると、絵詞本の筆跡と似ているけれども、両本の遂字的な比較は、結体・筆癖において、巻一・二・三に見た相似とは異質的なものを観取せしめるのであって、矢張り異筆と見るのが至当である。ところで、本巻第四段、

……ある夜夢に件女子。かきのかたひらを着せりかのかたひらを老僧一人来て……

の一節も亦レトリックに関するものであるが、これは、前掲の場合と異って、絵巻の方がはるかに簡明となっている。このことは、この部分において絵詞本がこの絵巻からの書写でないことを示唆し、更に進んで云えば、絵詞本が草稿本に近いことを暗示するかも知れない。ここに見る絵詞の「着せり」の語調は、前掲巻三第一段の校異において見られた絵詞本の「着せり」と軌を一にするものであることが顧みられる。これより推せば、かれにおいても絵詞本をもって初発的段階に近いものとする考え方が成立しそうである。

巻四。絵巻のこの巻の詞書は三条西実隆筆であることは確かである。第二段……又庄園を寄進し常燈をたてまつらせ給て御祈願をこたふる事なし是によりて後一条院……(印は絵巻詞書の行末を示めず)

この絵巻にない部分は、実隆の誤脱と見るほかはあるまい。

巻六・七。絵巻において誤字が多少目立つが、巻七第二段

……たゞよひありきける程にこの船におなしくのせたりける馬ともくみなしつみてうせたりけるにいかにかはしたりけん其中に白馬一足波にひかれてちかくよりたりけるせななにとりつきて……

ここでも絵巻本の脱と認めることができるかも知れないが、むしろ絵詞本が改訂されたと見做すべき性質のようでもある。とすれば、絵詞本はここでも初発的段階に近い性格を示すものと云えそうである。

石山寺蔵

右のほか同巻同段にあたる絵詞本に見る校異の記入には注目すべきものがある。同段終りより八行目行末

……しかしかのよしをいふたり(「いふ」は絵巻では「か」)

絵詞本の校異「かイ」が本文と同筆と認められる点に問題が存する。絵詞本の「いふ」は筆勢が異なっており、親本の似せたような趣があり、これは親本の「閑」の草体の仮名文字を「いふ」と写し取ってしまったのではないかと思われるのであるが、ともかく、この事実は絵詞本の筆者(同時に絵巻の巻一・二・三詞書筆者)が校合すべき本をもっていたということを示めすものである。

ろう。これを前記の巻三・巻五などの校異の結果とを併せ考えると、正中の絵詞の成立と絵巻の製作の間には、やはり或る期間のへだたりが想定され得る可能性

も出てくるように思われる。それは私が旧稿において、絵巻巻一・二・三の詞書筆者を梶守と認めることによって、絵巻そのものの製作は正中に遡り得ないことを論じたことを裏付けることにもなりかねない。

そのような考証の微妙な段階に入ると容易に決断を下し得るものではない。しかし、ともかく、この新出の絵詞本は、石山寺絵の基礎的な研究において必ず参照せられなければならないことだけは確実である。(昭三八・五・一六)

(附記) 既述のように別掲絵詞本には巻次・段次の記入はないが、便宜上、絵巻本のそれを註記した。

(卷一)

(第一段)

夫石山寺者

聖武皇帝之勅願良辨僧正之草創也本尊は

二臂の如意輪六寸の金銅の像聖德太子二生の

御本尊云々丈六の尊像を造て其御身に彼小像

第2図 石山寺絵詞巻首 京都国立博物館蔵

をこめたてまつる左右に脇士あり左は金剛藏王右は執金剛神なり凡佛法の効驗権者の化儀理常篇にたえ事幽玄に出たりしかるを殊(に)嘗寺の濫觴は本朝の奇瑞也所謂本願師資の芳契はるかに流沙の遠源よりをこり大聖垂跡の來由たちまちに江州の靈輻(しめ)を下たまふ藏王のつくるところ黄金を祈て盧舎那佛の莊嚴をそへ古老のかたるところ紫雲をたつ(尋)ねて比良の明神の施與を得たりこれを舊記に檢て皆不朽につたふ自爾以降瑜伽上乘の寶林をなして鄧林の茂をあらそひ練行陰徳の土山にあつて泰山のたかきにたくらふ名一天にかゝやく護持の勝利屢あらはれ潤四海におよぶ濟度の巨益(異)旁ほとこす是以 聖代明時朝家の尊崇他にことなり(異)后掖仙院宮園の渴仰あさからす或は翠華を補陔巖の上にくらし或は錦帳を忍照海の傍によそふしかのみならず槐門丞相の精析懇棘の露しけくしたて柳營武將の歸依大樹の風ひさしくあふく古より今に普門の示現やむことなく貴より賤まで悉地の成就これ新なり愍而六十二億恒河沙の菩薩の中に觀音の功德ことにすく(我)れ三千塵刹娑婆界の衆生の間に吾國の因縁尤深吾國にをきては當寺の本尊利生方便不思議甚多是則機感時にかなふ春の万國をゆくかことし枯木も花をひらくへし信心應をまねく月(似)の千河に印するにたり滴水にも又影をわかた

情思此理彌増欽伏故に且は内證外用値遇の

恩徳を報したてまつらむかため且はふるきをたつね  
てあたらしきをしる將來の見聞に傳えしめむか

ために王公卿士より童男童女にいたるまで平等

の法雨普灑て善根を二世の福田に萌し恭敬

礼拜より一色一香を供するまで無邊の慈雲

廣く覆て迎攝を九品の淨刹に期するたくひ

舊記分明にして證迹掲焉なる其中になを(猶)

うたかはしきを闕てまことをあつめしけきを除

て要をとる大慈大悲分身應化の數に擬して

三十三段満足所求の篇を立文字其詞を勅(たつ)

す凡聖本へたつる事なし畫圖その形をあら(其)

はず賢愚ともに見つへし披閱之處後素の

いたつらなる翫といふことなかれ卷舒之時すへからく

中丹(ふかき)の深心を觀すへし于時ひとり樂浪大津

宮に靈驗無雙の伽藍ある事を記するのみ(こと)

ならず

聖化正中の曆王道恢弘し佛化(家)紹隆せること

をしらしめむとなり本願良(辨)弁僧正は前生に行

人として舍衛國にいたらむとおもふ心さしふかり

けれと功錢なきによりて流沙をわたらず悲歎

して日月をくくるに渡守彼志をあはれみて行人

をわたす時に芳契をなしていはいはく功錢なしといへとも

すてに汝をわたしぬ我後世をいのるへし。(と)云々彼恩を

報せむかために君臣となるへしというちかひふかき

よりて行人は僧正とむまれ渡守は天皇とむまれ給ふ(たま)

こゝに天平の聖主東大寺を建立し給て十六丈

の金銅(の)。盧舎那の像を鑄たてまつらむとおほしめし

けるに我朝に黄金なきによりて僧正に勅して

金峯山にして祈申されける時藏王夢につけたまはく(給)

我山の金は慈尊出世の時大地にしかむかためなり近

江國志賀の郡水海の岸の南に一の山あり大聖

垂跡の地なり彼所にして祈申へしと云々其告に

よりて僧正この山にたつね入に一人の老翁いはほの

上にして釣を垂しにあへり僧正たつね問ていはく汝は(たれ)

なに人そや。この所に靈處ありや答云此山の上(尋)

に大なるいはほあり八葉の蓮華のことし紫雲つねに

たなひきて瑞光しきりにかゝやくこれ觀音利生の砌

地形勝絶の境なり我は又當山の地主比良の明神

也といひてかきつやうにうせにけり古老傳云天智(なり)

天皇の御宇此山にあたりて紫雲つねにかゝれり天皇

あやしみて勅使をつかはしてみせられけるに山の半

腹に八葉の巖石あり奇雲そひきくたりて帯をな

せり誠大聖垂跡の勝地なりといへりみれば前に

池あり八功德池の流をうけて弘誓のふかき法を

をしへ後に山あり補墮落山のかたちをうつつて

大悲のたかきめくみをあらわすものなり

繪

(第二段)

彼良(辨)弁僧正(于)時大 事のよしを奏して天皇の御本尊

を申渡て此山に草庵をかまへ彼いはほの上(うへ)に本尊を

安置したてまつりて秘法を勲修するに春三月陸奥

國より沙金をほりいたして官庫にたてまつる瑞夢むなし  
からず法驗まことに新なりよりて年号をあらためて  
天平勝寶となづけられけるとなむ

繪

(第三段)

秘法すてに結願の後本尊をさめたてまつらむとするに  
石の上をはなれ給はず 則 天皇に奏して比良の大明  
神にこの地をこひうけたてまつりて佛國をたてむか  
ために荆棘を切掃て砂石をけつりたいらくるに五尺  
の寶鐸をほりいたすまことに知ぬ古佛の聖跡伽藍  
の舊基なりといふことをつゐに東大寺にさきたちて  
當寺を建立して累世の御願寺として天長地久  
をいのりたてまつる凡我朝に觀音垂跡の地おほ  
しといへとも靈驗の奇特をあらはすこと當寺にすぎたるは  
なし或傳云王城の神明仏陀の擁護にもれたりといふ  
とも當寺に歸依せしめは利益をたるへしといふ御  
誓 ありと云々たのもしきかな大聖の誓約によりて  
現當の願望をとくへきをや

繪

(第四段)

延曆廿三年當寺にして常樂會をはしめおこなふ  
衆僧梵唄のこえをととのへ兒童舞曲の袖をひるかへ  
す嚴重の勅願會場の壯觀餘寺にこえたり彼料  
足は當國の租税をもちて在廳官人等寺門に參集  
してこれをつとむしかるを近代國衙のつとめをこた  
るによりて法會の儀式もすたれ侍ぬるにこそ

繪

(第五段)

亭子の御門つねに當寺に臨幸あり國の司民のつ  
かれありなむといふよしを聞食て國々の御さうなどにおほ  
せて御まうけをつかふまつらせて延喜十三年九月廿日  
あまりの比まうて給けり内よりも右近少將俊蔭を  
勅使として道のあひたをとひたてまつり給ければ國の司  
いかにきこしめしたるにかあらむとなけき恐てかへらせ  
給時うちいての濱によのつねならすめてたき假屋を造て  
色々の菊をうへさまの風流の御まうけをつかうまつりて  
守は恐をなして外に隠居てたゞ黒主の翁はかりこの  
所にはまいりまうけたりけるを御共にさふらふ人くくろ  
ぬしはなとてさてはさふらふそとすめければ上皇も  
御車をとめてなにしにこゝにはあるとよはせ給ければ  
さくらなみまもなくしをあらふなり  
なきさきよくは君とまれとか  
とつかうまつりたりければ上皇もめてさせ給てしはし  
還御をくさへて黒主にはかつけ物なとたまはせて  
かつらせ給けりありかたきためしなるへし

(卷 二)

繪

(第一段)

普賢院の内供淳祐 縦五位下 少年の時面良醜陋にし  
て天性愚鈍なり内供性のにふきことを 歎てよもす  
から本尊に祈請をいたすに夢中に老僧二人き  
たりて左右の手をとりて面貌端正にし。智惠虚空に

ひとしといひて上下すること兩三度なり夢さめて其

貞端嚴にして岳湛か美をつき其性明敏にして

顔閔が才におなし法驗世にかうふらしめ碩徳(碩)いにしへ

にはちすしかあれは師範般若寺僧正觀賢(讚岐國人)

延喜の勅使にて弘法大師の御廟にまいりて大師の御

髪をそりたてまつり給ける時この内供もあひともなひて

御衣にふれ給けるか御にほひ手にとまりて聖教に

そみける餘香猶散せず彼聖教ともは今に當寺

に侍とかや驗徳を人間にほとし歸依を天下にあ

まねうするのみにあらず終焉の儀つるにしる人なし

五更の天いまたあけさる。に三密の行法の座をたちてひとり

うしろの山に入門弟等跡をたつぬるに山中に一の履

をのこして行かたをしらず誠は大權の所化末代

の珍事也(なり)凡尊師聖寶僧正(兵部大丞)座主の時當寺

に止住して殊真言(ことに)の受學さかりにして専小野一

流の正嫡を傳しよりこのかた御弟子觀賢僧正うけつきて

補給けるに當寺は鎮護國家の靈場淨行薰修の聖

跡なるへしと未來記の起請文を書置給たるとかや

其次の座主にて内供も此寺の傍に草庵をかまへて普賢

院と号してすみ給けりすへて當流に最秘の習あり淳祐

これを餘人につたへ給はす纒持一心の深秘唯與一人の傳受

といふは當寺にとままれる事也就中座主大僧正深覺(九)

右丞相 是廣澤大僧正寬朝(敦實親)の附法池上僧都寬忠

兵部卿敦固の寫瓶なり近者座主法印權大僧都公深(左大臣実房)

親王息 是後高野御室(道法々親王)の上足座主權大僧都範賢

中納言成範 受法の資也されは小野廣澤の淵源をさきはめ

座主人師相續して稟承いまにたゆる事なきも也(こと)

繪

(第二段)

山門の祖師谷の阿闍梨皇慶と申し人は叡岳の明匠

天台の法燈也(なり)年來當寺によちのほりて普賢院の

内供に受法の志あるよしの懇望ありけれども再三固辭

せられて(云)いはく汝は名山の高徳我は田舎の瓦礫なりと返

答し給ければたゞ卑下の詞と心得て頻に申されける

時まことには生死出離の一大事に心のひまなしとありけ

るにそおもひとまらまられる内供徳行の譽あまねくして

他宗の名匠も偏執の思なく求法のまことをあらはされ

けるありかたきことなるへし皇慶其後内供の

弟子延命院の元杲大僧都に謁してつゝに受法灌頂

をとけられ皇慶の弟子長宴この印璽を傳て天

台の秘事とせられたるとかやこの人もゆゝしき碩学(碩)

にて四十帖などいふ文つくり侍けるとなむ

(第三段)

傳大納言道綱の母は(ナシ)陸奥寺藤原 法興院の禪閣かれくにな

らせ給し比七月十日あまりの程にや當寺にまうて(よ)

夜もすからこの事を祈申けるかしはしうちまどろみ

たる夢に寺務とおほしき僧鉢子に水を入て右の

膝にかくるとみてふと。おとろきぬ佛の御しるへとたのもしく

おほえけるに八月二日殿又おはしまし(ナシ)て御物いみなとて

しはしおはすそれより又うとからぬ御中になり給ければ

いよく信心をいたして常にこもりなとせられけるとなむ

繪

(第四段)

康保の比廣幡の御息所の申させ給けるによりて源順  
 勅をうけ給て(たまはり)万葉集をやはらけて點し侍けるによみと  
 かれぬ所々おほくて當寺に(いのり)祈申さむとてまいりけり左  
 右といふものよみをさとらすして下向の道すからあむしもて  
(ゆく)行程に大津の浦にて物おほせたる馬に行あひたりける  
 か口付の翁左右(おきな)の手にておほせたる物をしなをすとて  
 をのかとちまてよりといふことをいひけるにはしめてこの  
 心をさとり侍けるとそ

繪

(第五段)

寛和元年八月廿九日円融院御かさをろさせ給て後  
 十月一日まづ當寺に御幸なりて即御通夜あり日比祈  
 申さるゝ御事侍けるにや御願をはたされけるとそ同日  
(左)右近少將齋信を勅使として御誦經を當寺にたてまつら  
 せ給ふ左衛門府生錦部文安調布二百端綿三百兩  
 を持參す今度勅使布衣を着たりけるを時の人かた  
 ふき申といへとも亭子院紀伊國に臨幸の時延喜の  
 勅使布衣を着せし例とそきこえし還御のついでに  
 崇福寺へもおなしく臨幸侍けるとかや

繪

(第六段)

當寺の西北の角にあたりて龍穴あり水すみ波しつかに  
 して誠に往昔の靈池とみえたり上古の寺僧に歴海和(尚)  
 といひし明德此所にて孔雀經を轉讀し侍けるに龍王段(この)

にいたりて彼名字ともをよみあけくるに隨て諸龍池の中  
 より出現して和尚の邊に侍衛したてまつりけり草庵  
(かへり)へ歸給へはこれを負たてまつりつゝ親近給仕すること偏に(ひとへ)  
 奴僕のことし池の前に大にまるき石あり其上に常により  
(あ)居給て彼經をそよまれける尻懸の石とて今にあり此池  
 さらに昔にかはらす炎旱の天に雨を祈(いのる)時は陰雲忽に  
 起て甘澤あまねくうるほす靈驗あらたに不思議なり  
 すへて當寺の寺僧にそ知法薰修の輩おほくきこゆる  
 されは内供の弟子真頼大法師も道心堅固にして出離解  
 脱せし事保胤か往生傳にもありかたきためしにそ  
(載)のせて侍(る)なる

繪

(第七段)

永延の比寺領のほとりになかく殺生をとむへきよし寺家  
 奏申侍けるに慶保胤筆を染(そめ)ていはく夫江海非狹鱗  
 類是多何必觀音慈眼之前動殺生命伽藍堺地之  
 畔長卜漁潭云々かさねて建久の聖代に官符を下され  
 て云應任先格後符隨從停止石山寺邊漁獵事華  
 夷遠近莫不歸依是以(自)。往古以來當國武勇之輩雖  
 充滿於寺邊更不企殺生者也東西兩岸之間不謂  
 寺領他領一條院御宇殊降 綸言永被禁斷殺  
 生了乃至且欲被却彼洩瀆穴者權中納言藤原朝  
 臣隆房 宣奉(勅)。云々しかのみならず永仁年中に關東の下(ナシ)  
 知状にもたとひ他領たりといふとも寺領のほとりになかく漁獵  
 を禁斷すへしと侍るとかや末代にをよふといふともこの事等(こと)  
 閑あるへからざるものなり抑この保胤か草の奏は筆狀

の大跡とて文章初學の家々にはもてなしあつかふ物にてそあむ

なる

(卷三)

絵

(第一段)

正暦三年二月廿九日東三條院當寺に臨幸あり御共には  
中宮大夫道長直衣を着す右衛門督顯光大宮權大夫伊勢  
兩人は束帶を着せり(す)權中納言道頼新中納言伊周右衛  
門督時中宰相中將道綱(ナシ)是も各直衣を着す左兵衛督  
実資は束帶を着せり修理權大夫安親は狩衣を着  
す頭中將公任頭弁惟仲朝臣以下殿上人數輩おのゝ  
布衣を着して供奉しけり攝政との中関白右大將濟時は  
乗車にて粟田口までそまゐり給ける内大臣粟田も  
車にて寺までまゐり給けりくるゝ程に當寺の大湯  
屋につかせ給ふめぐりにかりやをつくりて當國の國司  
御儲を奉仕す七ヶ日御參籠(ありて)御修法二壇修せらる  
一壇は公家の御祈とかや又御誦經あり御願のおもむき  
ゆへありけるにや還御には御船にめされてからさきの浦にて  
御はらへなと侍けり遊女等船にのりて御舟にこきそへて  
御ともに侍ければ女房并供奉の上達部殿上人  
衣をぬきて遊女等に給けり

絵

(第二段)

おなしき女院(とし)年ころ當寺に御歸依ふかくして偏(ひとへ)に皇子  
誕生(こと)の事を祈申されけるに一条院降誕の後はいよく  
万機を御心のまゝにしてめてたくおはしましけるか長保

研究資料

の比よりはひきかへて御菩提の事を祈申させをほし(お)まし

しに御夢想の事ありておなしき三年九月に御よそほ(を)ひを

とゝのへて御幸ありけるにあふさかの關をこえさせ給ふ程(ほと)

あやしく御心ほそくおほしめされけるにや

あまたゝひ行あふさかのせき水(影)に

いまはかきりのかけそかなしき

とのたまはす(給)れば御車にさふらひ給せんしの君

としをへて行あふさかのしるしありて

ちとせのかけをちきりとめなむ(影)

御堂にまいらせ給てもよろつにつけて哀(あはれ)にかなしくお

ほしめすまゝに例の御祈などにはあらて三時の護摩を

こたらせ給はす綾織物の御帳のかたひらをたてまつらせ給(ふ)

座主よりはしめて法服かつ物以下くはらせ給ふ又万

燈會御誦經などはてゝ還御なりぬそのとしのしはす

よりあつしき御こときこえさせ給けるか閏十二月廿二日

御臨終正念にてかくれさせ給ぬ當加藍(たま)ことに出離生死

の一大事をたすけ給ふへき御ちかひふかきゆへにや

現當の御所願のころとなくとけさせ給ける觀音

の本誓たのもしきためしなるへし

絵

(第三段)

昔原(すがはらの)孝標かむすめ霜月の十日あまりの程にや當寺に

まゐりける道すから雪ふりあらましき風(音)のをとも心すこく

おほえて相坂(あふさか)の關をこえけるに昔任(むかし)にくたりし時父に

ともなひしこととおもひいてゝ

あふさかのせき(関)の山かせふくこえは

三



むかしきしにかはらざりけり

關寺のあたらしくつくりたてられたるもめつらしくうちての濱  
のみしにかはらぬもあはれにおほえけりくれかゝる程に御堂  
にまいりつきぬ其をりはやかて通夜してよもすからをこ  
なひあかして侍けるにすこしまとるみたる夢に内陣  
より麝香を給てとくかしこへつけよといふ人ある  
とみてうちおとろきて夢なりけりとおもふにこれも

本尊の御はからひにこそとたうとおほえてその夜もを

こなひあかしぬつきの日もいみしく雪ふりて猶寺にこ

もり侍におりふし宮古なる人のこもりたりけるに物語

なとして三日さふらひて出にけり下向の後うちつき思の

まくに所願ともかなひて又ふたとせの後まいたりけるに

雨いみしくふるときこえて旅ねもむつかしくおほえけるに

しとみをしあけてみたれは在明の月谷のそこまて

すみわたりたるに雨ときこえるは山水のなかる音なり

たに川のなかれは雨ときこゆれと

ほかよりはるゝありあけの月

(巻四)

絵

(第一段)

紫式部は右少弁藤原爲時朝臣か女上東門院の女房にて

侍けるに一条院の御世は選子内親王よりめつらしからむ物語

や侍と女院へ申されたりけるを式部におほせられてつくらせ

られければこの事を祈申さむとて當寺に七ヶ日こもり

侍けるに水うみのかたはるくとみわたされて心すみてさまくの

風情眼にさいきり心にうかみけるをとりあへぬ程にて料紙

などの用意もなかりければ大般若の料紙の内陣にあり

けるを心の中に本尊に申うけて思あへぬ風情を

書つゝける彼罪障懺悔のために大般若經を一部

かきて奉納しけるいまに當寺にありとそこの物語

かきけるところをは源氏の間となつてその所かは

らすそ有なる彼式部をは日本紀の局とて観音の

化身とも申つたへ侍り

絵

(第二段)

法成寺の禪定太閤當寺に御歸依ふかりければ後一条

院御位の時寛仁三年七月十六日官符を下されていはく

入道大相國發三種願令祈誓伽藍云家門紹王胤

者可奏置三人阿闍梨者願力相應早繼鴻基

福祚已至云々かねて當寺に參詣してこのことを申さ

れけりとそ又庄園を寄進し常燈をたてまつらせ給て

御祈願をこたる事なし是によりて後一条院後朱雀院

後冷泉院御誕生三代の外祖一朝の重臣として御子

孫いまにさかへさせをしますことひとへに當寺の擁護

なるへししかのみならず座主池上僧都寛忠兵部卿敦固の

置文云此寺者故九條右丞相歸依地也代々殿下無

不欽仰就中當時大相國忠義公殿下施其恩德給云々

然者攝關家及御餘胤も殊に御崇重あるべきをや

絵

(第三段)

萬壽三年五月七日座主法務大僧正深覺九条右丞相息

石山の住坊にをおはし侍けるに頭中將公成朝臣勅をうけ給て

仰て云近日御藥の事ありことに懇祈を抽へしと云々

則御修法を始行す三ヶ日の内に御惱かろくきこえ

させたまふ又御加持にまいらる入道太相國法成寺 面謁して

法驗相違なきよし殊感給けり御前にまいりて如意輪

の呪を誦して加持したてまつられけるに御惱忽に平愈

のよしきこえければ十日はまかり出られむとしけるに入道

太相國の云明日よろしからさる日なりさらに罷出へからす

ととめられければなを祇候して念誦などありて十一日

歸出たまはむとするに藏人右兵衛權佐資通をもて僧正

を御前にめされけれども障のよしを申て參給はず則

乘輦車可出入よし仰けれども僧正思ところありて辭

申されけりかさねて藏人親經をもちて仰られけれどもかたく

のかれて申て退出しければ内大臣大ニ条 示云輦車の慶なを

奏すへしと仰られけり僧正はすてに待賢門まていて

給けるに親經等追來なを仰下す勅定しきりなりけ

れはつゝに恐れ畏て藏人右衛門少尉以康をもて慶

のよしを奏して罷出給けり法驗いみしき事なり是も

大聖の擁護に侍にや嚴重の朝褒後代の美談たるもの也

繪

(第四段)

後朱雀院いまた春宮と申ける時萬壽四年二月廿日

あまりの比御瘡病おもくきこえさせ給ければ上東門院

なのめならずおとろかせ給て藏人大炊助平重經を

つかはされて座主深覺大僧正いそぎ御加持に參へき

よし令旨あり勞のよしを申といへともかさねて勘解由次

官平行親馳來て仰ければ御發の日の朝當寺

の内供朝源東寺の定額僧信源尋紹神護寺の

七禪師義盛聖禪等の門弟五人をめしくして凝華舎

にまいりて孔雀經を轉讀し侍けるにひつしの時はかりに

すてに御氣分のよしきこえさせ給へは僧正は經をさし

をきて如意輪の呪をみてつゝ念したてまつりけるに御

心地つねのことくにきこえさせ給ければ宮中の上下

隨喜渴仰して掌を合けるとかや酉の半刻に罷

出給に權大夫師房裝束一襲并綾細長を取て僧

正に給ふ亮泰通朝臣以下殿上人五六輩をのゝ絹

五疋を取て伴僧等にたまふ僧正をは更又御簾の中

にめされて沈の御念珠を銀のはこに入れて給ふ罷・ければ

大夫頼宗中宮權大夫能信權中納言長家左衛門督兼經權大

夫師房左大弁宰相定頼等の公卿をよひ殿上の侍臣をのゝ

僧正に從て送給けり桂芳坊の西にいたり給けるに入

道太相國より龍蹄一疋をひき給けりさて朔平門を

いてむとし給ふに帶刀等令旨によりて輦をさしよせけ

れとも月卿雲客をのゝ送けるうへ謝しつかはしけれどもなを

車をは引したかひて上東門にあゆみ出給けり右近衛中將

隆國朝臣(猶)なをあひともなひければ僧正すなはち同車

してまつ御あにの太相國の閑院の第へまかりむかひて

其後石山へは還向し給けるとそ此勸賞のゆつりにて内

供朝源遠度卿を權律師に申任せられけり凡かやうのた

めしおほく代々の寺務のあひたにもきこえ侍れとも

さのみはかきのするにをよはす

繪

(第五段)

承暦二年二月二日當寺回祿の事ありて本堂やけゝるに本尊煙のうちを飛出させ給て池の中嶋の柳のうへに光明赫奕としてかゝらせたまひたりけるを寺僧袖にうけてかへし入たてまつりけると申つたへたりかか天徳の回祿に神鏡かしこ所を飛出させ給ける先蹤もおもひあはせられて末代といへとも奇特のためしなり

絵

(第六段)

平等院僧正行尊参議基平 一夏のあひた岩間寺に参籠せられけるか隔夜に當寺に参詣して毎度三千三百三十三度の礼拝ありけりある夜窮屈のあまりにやいさゝか絶入たりけるに夢うつゝともなくて御帳の内より黒衣の老僧一人(出て)いて、僧正の口に青蓮花を一ふささし入けるとみて則口をさくり給にあをきしきみの葉一ふさあり其後所願たちまちに成就せられけるとなむ(ん)彼しきみは円満院の門跡に相傳せられていまにいたるまでその色あをくしてかれすときこゆる

(巻五)

絵

(第一段)

天治の比参議眞夏卿の後胤に正五位下式部少輔藤原國能本名といふ人あり前筑前守知房がむすめをとしころあひくして侍けるかともまつしきこと限なし文籍をつたふへき子さへなかりければ夫婦ともになけきてつゝに此妻にはなれにけり女かなしめともかひなし我いかなる宿業によりてかくはかりまつしきのみに

あらず一人の子をたにもたぬ身にて夫にもすてられぬらんとかなしみのあまりに當寺に七日参籠して日夜に三千三百三十三度のをかみをまいらせて命のたえむ(ん)ことをかへりみすまことをいたして祈請しけるかいさゝかうちまるとるみたる夢に御帳のうちより観音現し給てこれは汝か子なりとて如意寶珠をたまはるとみて(是)ふとうちおとろきたる掌のうちに一の珠ありその色

金色にあらず又赤色にもあらず普通の色にことなりよろこひおもふこと(事)かきりなしいそき家に歸てあかめおこなひけるに彼國能も又(ナシ)歸あひてひきかへ富さかへ

つゝ中二年をへて男子いてきて思のことく家をつき寶珠を相傳し侍けり從四位上式部少輔兼文章博士大内記藤原實資本名朝臣とそ申けるいまた

わかゝりけれども儒業を歴て勸學院の學問料を公家に望申けるか康治元年十二月卅日年十五歳にて宣旨を賜にけり父は廿五歳の時こそ學問料

を賜けるに(給)是はいま十年早速なるうへ後には(院の)仙籍をゆり文章博士にて薩摩守を兼任し十年まで

重任を賜ていと目出かりけるも併當寺の利生寶珠の功力なりと仰信し侍けるとかやしかるを事の子細ありて鳥羽院此寶珠を御相承ありけるに(この)願もことごとく

成就せさせ給て皇胤はひこり聖運もひさしくをはしましける偏に寶珠の威徳なるへし後には邦綱

大納言相傳して官位思のまゝに一期とみさかへけるとなむ(ん)この大納言は右馬助盛國か子にて藏人をたにもへぬ程の諸大夫にてこそ侍けるに正二位の大納言までにいたり

けるもひとへに彼利生の餘慶なりと申傳て侍なり

繪

(第二段)

富家(の)。禪定殿下年來心中の御願をい(祈)のり申されけるか  
久安四年閏六月當寺に御參詣ありて當國波多  
庄の御寄進狀をたてまつらせ給ける其詞云多年歸  
依觀音二世仰其利生祈念之願悉得成辨云々本  
誓むなしからず御願すみやかに円滿し給ふ事ありかたき  
ためしなるへし

繪

(第三段)

東國なる人公家にうたへ申へ(事)きことありて京へのほりて  
安堵の院宣を給て下人にもたせてまつ本國へ(り)くたし  
けるか勢多橋をとほり侍けるに河をなにとなく見おろ  
しける程にかの院宣を(お)と(いれ)し入てけりあさましとも  
をろかなり(其)その夜當寺にまいりて通夜して涙を  
な(よ)かして夜もすから祈申ける程に夢の中に老僧來て  
汝かなけき申文書は宇治河のへ(邊)むにて魚を買取(かひとら)  
はいてくへしとみてけり夢のをしへにまかせていそぎ  
宇治へ行て魚をかはむとするにおりふし河より南に  
三尺の鯉をひきあげたりけるを悦て買取(て)。みければ  
彼院宣魚の腹の中にありけりいそぎとりて本主に  
とらせたりければ感悦のあまりに寺内に一の塔を造立  
して料所をよせ(お)を(お)ぎけるか今の世には石す(のこり)ゑはかり(のこり)残て  
大湯屋のうしる坤のかたに侍とそきこゆる

繪

(第四段)

伊勢國多氣郡筒岡といふ所に松君長者といふもの  
ありけり一人の女子癩病をうけ年を送(おくり)けるを  
さま(な)く(な)祈療をいたしけれとも其(その)しるしもなかりければ父  
あまりに(な)敷て(彼)。女子をあひくして當寺に(こもり)籠てこの事を  
祈申ける程にある夜夢に件女子(の)か(きたり)ける(着)  
せりかのかたひらを老僧一人來てはきとりて堂内を  
おひ出すとみて夢さめにけり。下向せむとしける道にて  
その瘡(かた)あと。なく一夜のうち(お)にうせて世のつねの人の  
はたへに成にけり父隨喜の涙をさへかたく渴仰の思  
切にして相傳の所領同國に宇保笠服の兩庄を當  
寺に寄進していまにその足たえす万病消除の  
御ちかひむなしからず奇特の事なり

繪

(卷 六)

(第一段)

建久の比掃部頭親能在京の時山城國わつかといふ  
所に謀反の輩こもるよし其聞ありてめしとるへきよし  
關東より親能に仰けるあひ(聞)たいそきはせむかふ時  
まつ當寺にまうて(先)この事をい(折)のり申てすてに彼  
城によせむとしけるに毗沙門馬の前に現(し)。てたちかけり  
給ければ親能馬より(を)おりて礼拝して心中に祈願  
の事ありけるか力を入(有)すして彼城をせめおとし  
てけり親能此願を果して勝南院といふ一堂を當寺  
のかたはら(たて)に立て庄園を寄進して長日の行法今  
にをこたらず彼惡黨の在所は當寺より南にあたり

ければ南にかつといふ寺号をつけり即現毗沙門  
身の本誓むなしからず奇特の事なりこれによりて

當寺の座主法印權大僧都公深(附院家)の時掃部頭  
公息

か養君教深法印公氏卿を弟子に申なして寺務を

相續す是則鎌倉右府將軍の懇志によりてなりし

かのみならず親能か妻室に龜谷の禪尼といひしも

其後は此所に住して石山の尼となむ申侍けるか當寺

の別院寶塔院を建立して本尊大日の御身の中に

右府將軍の鬢髮をこめて長日の勤行いまにをこた

らす關東の御願寺に申なし侍けりされハ承久三

年の冬のころ武家にうたへ申こと侍ける時下知狀云

當寺者觀音垂跡之勝地靈驗揭焉之道場也貴賤

投私之淨財祈現當誰人奪彼佛物招重罪自

今(以)已後永守此旨不煩僧徒勿妨寺用云々(此)の外

も猶かやうのためしおほく侍ることに武家崇重の寺

なりくはしく書のするにあはす

繪

(第二段)

文泉房律師朗澄(證)といひしは當流の人師中古の

明匠(也)なり此寺に北坊と名つけたる所は彼住坊なり

庫藏を造立して一期所學の深秘諸流相傳の聖

教をおさめ(納置)をけり誓(ナシ)ていはく即身成佛のさとりは

内證覺知うたかひなしといへとも外用果後の方便

は自在無尊の徳なれば我必鬼形と現して數多の

異類を具足して且者此聖教を守護し且は非

法(族)のやからを對治すへしと云々律師入滅の後其願

むなしからず(かの)彼靈常に現して不思議の事ともおほ  
く侍けるなかに北院御室守覺法親王の御附法にて

菩提院法眼行宴惣在廳といひし人も則朗澄律

師の受法灌頂の弟子にてなむ侍けるかさても律師

の生所いつくにかとゆかしくて常は懇志を凝(頻)して

祈精しけるに(とき)ある時の夢に當寺の西にあたりて

たかき山あり(當時号光堂)彼の山(かの)の峯にならへる松(こすゑ)の梢に

其すかたあらはれ給ふとみて夢さめにけりいそ(ナシ)き

かれへゆきてみるに更に虚空に(聲)こゑありて告て

いはく定印を結て兩眼にあてゝみるへしといふ

即をしへのことくにしてみるに金色の鬼形あり四方

を顧ていかれる気色なり行宴法眼たゞ一目そみや

りたりける忽にきえ入心地してあせをなかし涙

をくさへて同朋とも(くはし)にたしかにかたり侍けるとかや

大聖の利物方便ま(ナシ)ちくなれば祖師の意巧もま(更)ことに

其謂あるものか彼法華に摩訶迦葉の未來成佛

を授記せられし國土にも雖有魔及魔民皆護

佛法とのへられたりこの心あひおなしきものをや

繪

(第三段)

藻壁門院と申は光明峯寺關白の御むすめ西園

寺太政大臣公經公の御外孫也後堀河院御位の時妻

后にて世(の)。おほえやむことなく昔のためしにもたちこえ

させ給(か)しに寛喜二年御懷孕の事きこえしかは

父關白三ヶ條の願書を書いてまいらせられ。ける其詞云

敬白

發願三箇條

一中宮御願成就事

石山寺者

聖武天皇濫觴之地良辨僧正修練之砌也法興院  
禪定大閣法成寺禪定相國特以歸依之由聊有

所見於是東三條院者円融院之正后一條院

之母后也上東門院者後一條院後朱雀院之國母

也國之良弼近不遇彼兩閣家之吉例亦可在彼

兩院者歟方便中宮忽示蘭夢之瑞所期蓬矢之

也純質無恙珠胎共全者必尋彼時崇重之先跡

宜抽當寺興隆之新誠抑本尊如意輪觀音者

御身中奉籠太子像矣皇子降誕太子策立

之表相不在干茲乎寬仁三年長久四年答前相

國之朝祈代外祖父之暮賽再降阿闍梨之綸旨

永備當伽藍之鏡鑿必樂由其佳躅可被果遂今

御願矣

一我一流繁昌事

右宜以當寺尊崇之丹誠必遂我家繁昌之素懷女

則叶東三條上東門兩仙院之佳例爲正后爲國母

男亦繼法興院法成寺兩禪閣之勝躅爲周公爲漢霍

威里之寄在此一族攝關之名不及餘流千子万孫

相承無絶 聖主賢臣合體如此矣

一順次往生事

右昔有一相者見當山云此地者是往生之砌也栖此

者可遂其望詣。之人果如其言夫順次往生者弟子

蓄懷也猶矣此寺叶于此道殊運信力可期菩提

大悲觀音濟度勿愆

以前三ヶ條發願如件

寬喜二年八月 日弟子關白正二位藤原朝臣道一敬

されはこの御願のをもむき一々にこたへけるにや

同三年二月皇子降誕同十月太子にたせ給

ふ貞永元年十月二歳にて位につかせたまひけり我

御一流繁昌もたくひすくなき程の事にそ侍ける

兄弟二三人まで攝關にいたる人くもまれにおはし

けれとこの殿の御子孫にて九條二條一條とて三流

あひならひてわたらせたまふうへ此外緇素男女

の御息たちさまく前途を達し高位にいたらせ

たまふこと偏に觀音の御利生にこそ侍るらめ現世

の御願ことく成就しぬるうへは順次往生も

うたかひなくそ覚侍ることに攝家の御歸依

餘寺の同類には侍らさらむかし

繪

(第四段)

京極院と申は山階左大臣実雄公の御女なり

龜山院御位の時皇后宮にておはしましに文

永四年御懷妊の事ありしかは父のおと願書

を當寺にまいらせられけり同年十二月に皇子

降誕同五年八月太子にたせ給ふ同十一年の

春正月八歳にて位につかせ給ふ後宇多院と申

はこの御ことなり大かたこのおとふはふかく當寺に

歸依し給しかは觀音も哀愍をたれたまひける

にや此外の御女も玄暉門院顯親門院と申て

みな天子の國母にてわたらせ給へは三代の御門  
(此)この大臣の御外孫にてなむおはしましけりか  
(やう)様に子葉孫枝色(と)にさかへ給。中に山本の

おほきおとゝは威里のよせ一朝にをもくせられて  
大樹將軍の職を兼て(かね)四海儀形の官にいたり  
所藝につけても半月の光は正安清暑堂の  
宴に玄上を奏し(ナシ)遇雲の曲は又風俗催馬樂

の譽天下にきこえ給き其御子左のおとゝは  
五常のたゝしき跡をふみて聖化をたすけたて  
まつり三公の次第をへて公務をつとめたまふしか

のみならずやまと(うた)哥の道うるはしくして代々の勅  
撰に御名をかさねいと竹のねにつけても家々の庭  
のをしへ(る)残。ところなく周詩の才入木の藝に

いたるまですへて諸道をまなひ諸事に達し  
(給)たまふ事をさく上古にもたくひすくなくや

侍らん(む)京極院の御産の儀式も寛元のちか

きためしをうつされて寛弘の昔のためしにもをと  
(給)りたまはずそきこえし凡文永よりこのかた家門

ことにさかえ給ふ(事)ことひとへに観音の利生方便にや  
とおほゆる(えはへり)

(巻七)

絵

(第一段)

弘安の比園城寺の住侶にて円兼僧都といふもの  
あり身のまつしき事を(こと)歎(なげき)て年(來)當寺にまうてゝ  
祈申侍りけるか或時重病におかされて命も

あやうかりければ一すちに観音の悲願を(仰)あふき  
てさま(精)祈請しけるにいさゝかうちまところみたる夢  
に(む)むつらゆひてからきぬなとにやとおほしき  
白(装束)しやうそくしたる童男一人枕に(立)たちそひて

ちいさき鉢のやうなる物にもを入て(に)汝。これを服す  
へしとを(教)し給。て服すると思。て則身もすしく  
口の中もかうはしくほふこ(心)ちしてうちおとろ

きて枕の邊をみけるにちいさき鉢のやうなるもの  
とくまりたりけり(ナシ)圓兼隨喜のなみたをなかし  
看病の輩も不思議の思。をなして侍けるか重病

たちと(所)ころに平愈して八旬の齡をたもちける  
うへ富有のものにさへ成にけり(姿)歸依のあまりに  
夢想に(ナシ)感じ侍し童男のすかたと如意輪の像

とを作たてまつりて一の帳の中にならへすへて  
件の鉢にて日佛供をまいらせてあかめをこな  
ひけり(ころ)其比寺門のたゝかひ侍しにさまくの高

名きこえ侍ていさゝかのきすをもちうらすな  
らひなき名人にてその跡今にかはらす(ナシ)侍なる

絵

(第二段)

正應の比白河。邊にまつしき尼ありけり下人眷  
属もみなにけうせてたゝ十八になりける女子は  
かり身にしたかふものにて(有)ありけるか彼女子(ひとへ)に  
佛神の御たすけをたのみてこゝかしこにまうて(母)は  
が(有)ありさまを祈。ありきける程に或人の物語に  
石山の観音こそよろつの神仏の御めくみにもれん(む)

人をたすけむといふ御ちかひはあるなれといふを  
きいて當寺にまうて、祈申けれともそのしる

しもなかりければ母をたすけむために大津  
のうらにゆきて身をうりてけりそのかはりを

母のもとにつかはしてさま／＼ありふへき世の

わたらひな。とをしへをきて則かひたる人にくして

うちての濱より船にのりてしらぬ波ちこき出

ける程にはかに風はけしく波あれてのりたる

船波にしつみけるにこの女ひとすちに観音の悲

願を念して船のほはしらにとりつきて水のうへ

にたゞよひありきける程にこの船におなしく

のせたりける馬ともみなしつみてうせたりける

にいかにかはしたりけん其中に白馬一疋波に

ひかれてちかくよりたりけるせなかにとりつきて

様々にしてみきはにあまりぬみる人不思議の思。

をなしてことのゆへをとふにしか／＼のよしをいふたり

ければ浦人も孝養の志ふかくて利生もあらた

なりける事を感じて母のもとにをくりつけぬか

ひとりつるぬしはすてに水にしつみければいまは

ぬしといふ物もなかりける程に思の外にひむよき

たよりさへいてきてたのしきものゝ妻に成て

母をもやしなひ一期とみさかへたる物になりて

人にもうらやまれけるとなむ

絵

(第三段)

伏見院御在位の時永仁の比より當寺にして

研究資料

愛染王供をはしめをかる叡念のをもむき子  
細あるにや長日の勤行永代の勅願として今

におこたることなしかやうの御懇念にこたへて

代々の聖運もいよ／＼さかへおはします御事偏に

當寺本尊の擁護不退懃修の靈驗なる

へしされは玄暉門院もことに山階のおとゝの

芳躅をおほしめし忘す此地の臨幸たひく

にをよひ御願のすゑも掲焉なる御ことゝも

侍。にや凡佛陀の悲願はあまねく六趣の

群類をすくひ王道の徳化はひろく四海の蒼

生をめぐみたまふことなれば冥顯相扶眞俗

同躰にして感應の月汾水の面にかひ慈意

の雲射山の上にそひくこれによりて凡慮の

拙よりは叡心のやむことなき御所願。ことに嚴

重なるためし昔いまおほく侍て十善の餘

薫もいと／＼かたしけなく万機の仁政もすみ

やかにあらはれますにこそとおほえ侍り

絵

(第四段)

正安元年十月十三日龜山法皇後宇多院

おなしく當寺に臨幸一宿御通夜ありて

御祈願の事侍けるに後宇多院當寺の留

記をひらきて叡念をこらしをほしましけるに

一の蜘蛛文字の上。に匍匐す。宜歸當寺永。年昌榮云々。兩皇渴

仰の御涙をくさへて礼拝せさせ給けるを供

奉の人。もあやしくみたてまつりけるとそ程



なく同三年後二条院踐祚の事ありてめて  
 たくをはしましけれどもさしたる御歸依の  
 色もあらはれず時もあらたまりなとせしことを  
 法皇おほしめし出けるにや徳治三年八月廿八日  
 に近江國大石庄を御祈の料所として當寺に  
 (付)つけられて殊。懇祈を抽へきよし仰下され  
 けるに同九月第二の親王太子にたくせたまふ  
 又延慶三年八月におなしき國虫生庄を  
 (なか)は(は)は永く御寄進侍へりけるとそ正和元年十  
 二月の比叡信もいさゝかきこえさせをはしまし  
 (其おもむき)けるその趣 恐あるによりてこまかにかきのす  
 (名)るにあたはずといへとも庄の号をもちて事の  
 (給)おもむきをあらはさるゝよしうけたまはるその  
 (其)

第3図 石山寺絵詞卷末 京都国立博物館蔵

後は彼庄の祖税をもちて長日の御祈禱  
 并毎年の灌頂會の料所として御敬信も  
 (也)他にことなりし程に文保二年二月に春宮  
 (給)御位につかせたまひしかは。(法皇)二たひ法皇万機  
 (まつりこと)政をしろしめして政道。むかしにはちさる  
 (よ)よし世。(の)中には申侍にやこれもさためて當  
 寺の靈驗におはしますすらむとおほえ侍るもの也  
 (なり)

絵